

割賦販売法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

決済テクノロジーの進展により、従来のクレジットカードサービスとは異なる少額の後払いサービスやビッグデータ・AI等の技術・データを用いた先進的な与信審査手法が登場。他方、新たにQRコード決済事業者等のクレジットカード番号等を大量に取扱う事業者が出現。適切な消費者保護を前提に、現行の一律規制からこうした新しい技術・サービスを前提とした柔軟な法体系へと見直すとともに、新たに出現した事業者に対するセキュリティ対策を強化する等、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することが必要。

2. 法律の概要

高度な与信管理を行う少額分野の後払いサービスについて、リスクに応じた規制の見直しを行うとともに、現行の年収等を基礎とした一律の与信規制を見直し、技術・データを活用した与信審査手法を許容。同時に、QRコード決済事業者等をクレジットカード番号等の適切管理義務の対象に追加する等の措置を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 少額・低リスクの後払いサービスに対する規制の見直し (リスクベース・アプローチの導入)

ビッグデータ・AI等により高度な与信リスク管理を行う少額分野の後払いサービスを提供する事業者を、新たに「少額包括信用購入あつせん業者」(仮称)とし、**登録制度を創設**。

⇒主たる担い手であるFinTech企業のビジネス特性を踏まえ、規制の合理化 (①純資産要件、②資本要件 (2,000万円以上)、③契約解除前等の催告期間 (20日) 等) の見直し。

(2) 技術・データを活用した与信審査手法の導入

ビッグデータ・AI等の**技術・データを活用した与信審査手法**に対する経済産業大臣の**認定制度を創設**。認定事業者は、与信審査の際に、現行の年収等を基礎とした包括支払可能見込額調査に代えて当該手法を用いることができることとする(与信審査手法の性能規定化)。

⇒過剰与信を防止するため、認定前に**与信審査手法・延滞率や内部管理体制を事前チェック**。**定期報告等**により実施状況を**事後チェック**。著しく不適正な場合には、**報告徴収や改善命令、認定取消し**。

現行の与信審査規制

- ・利用限度額 ≤ 包括支払可能見込額 × 90/100
- ・包括支払可能見込額 = 年収 (+ 預貯金) - クレジット債務 - 生活維持費

技術・データを活用した新たな与信審査手法の出現

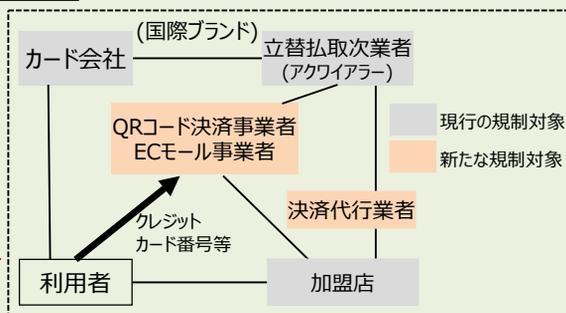
項目 (例)	スコア値
年齢	0.12
他社断り者数	0.72
総合残債務額	0.35
ショッピング債務残高	0.02
繰上・増額返済回数	0.33
...	...

クレジット会社
蓄積された膨大なデータ(BD)
長年培われた分析手法・ノウハウ
技術・データを活用した高度なスコアリングモデルの構築

少額分野の後払いサービス
ビッグデータ
支払能力 (購買履歴等)、
約束履行力 (遅延履歴等) 等
通信契約の契約年数・状況、
料金の支払状況 等
サービス利用実績
商品の特性、不正利用リスク 等
AI解析

(3) QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化

現行のクレジットカード会社、立替払取次業者、加盟店に加え、**新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者** (QRコード決済事業者、ECモール事業者、決済代行業者及びこれらの者から大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者) について、**クレジットカード番号等の適切管理を義務化**。



(4) その他

包括信用購入あつせん業者の書面交付義務等について、原則電子メール等の方法を利用可能に。また、包括信用購入あつせん業者に対する監督手段として、業務停止命令を措置。